

令和2年8月17日

保護者の皆様へ

沖縄県立小禄高等学校長
(公印省略)

沖縄県モノレール通学費支援事業に関する手続きについて

本年10月から、高等学校等奨学のための給付金受給世帯、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯等を対象に、モノレール通学費の支援が始まります。

支援を受けるためには申請が必要です。希望される方は下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められませんので、ご注意ください。

記

1 支援対象者

下記(1)~(2)の要件をすべてに該当する高校生が対象となります。

- (1) 次のア~エのいずれかに該当する世帯
 - ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯（一部給付を除く）
 - イ 令和2年度道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯
 - ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯
 - エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯
- (2) 県内の高等学校（全日制・定時制）に在学している高校生等
※ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外
（例）生活保護（生業扶助）受給世帯等

2 提出書類

- (1) モノレール通学費支援事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 添付資料（以下のいずれか）
 - ①高校生等奨学給付金支給決定通知書（写）
※一部給付の決定通知書は不可
 - ②令和2年度課税証明書（非課税証明書）（写可）
 - ③児童扶養手当証書（写）
 - ④母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

3 提出期限：令和2年8月26日（水）

※期限に遅れた場合でも随時申請はできますが、10月開始に間に合わない場合があります

4 提出先：小禄高校事務室

<問い合わせ先> 小禄高等学校 事務室
担当者 古謝 TEL：098-857-0481

高校生等の通学費負担軽減措置（モノレール） ご利用者の皆様へ

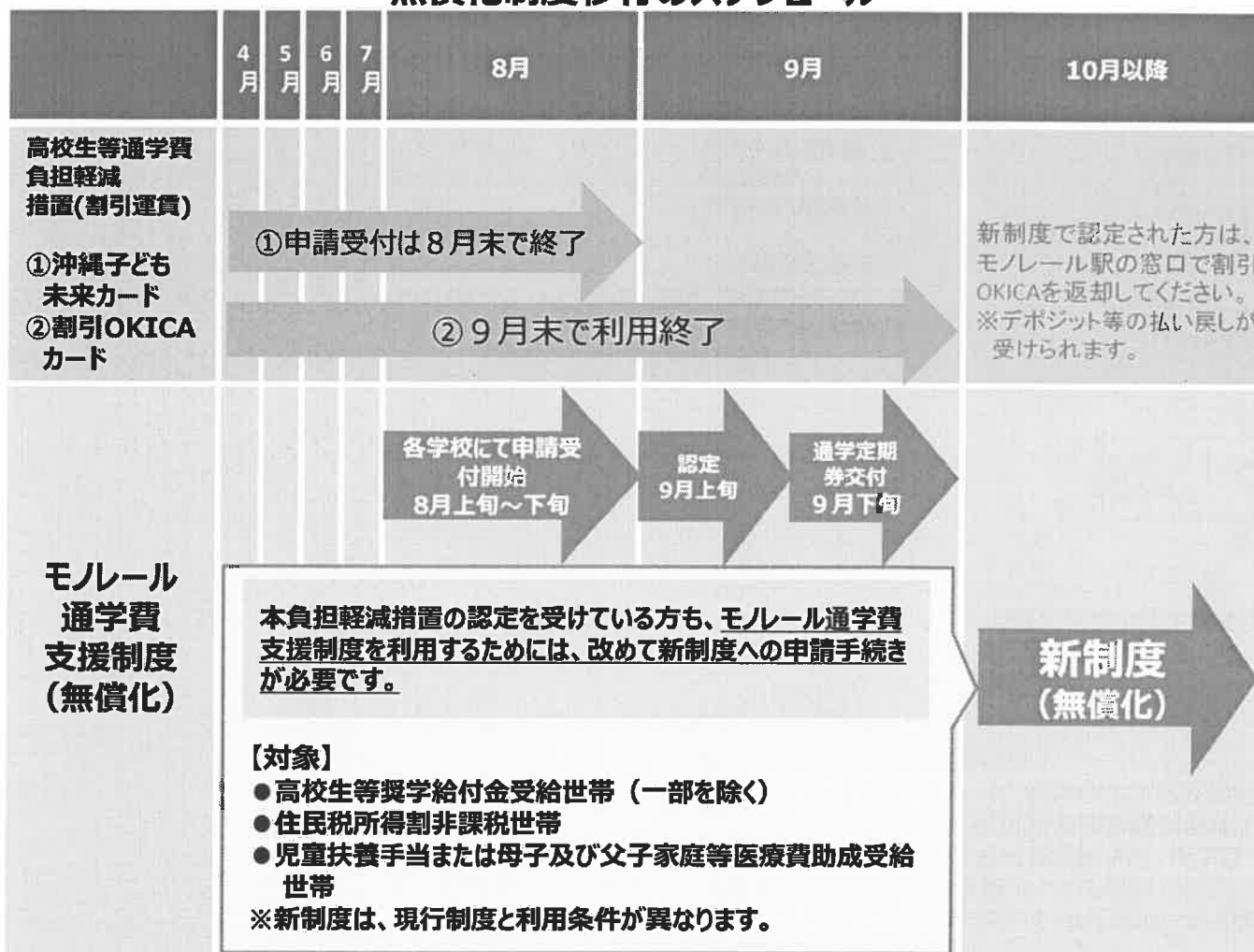
無償化制度移行に伴うモノレール割引運賃終了のお知らせ

本負担軽減措置は、令和2年10月から新制度（無償化）に移行するため、下記をもって終了します。

終了日

- ・ 沖縄子ども未来カードの発行は終了します。
- ・ 割引OKICAカードの利用は
令和2年9月30日（水）で終了となります。

無償化制度移行のスケジュール



※バス利用区間とモノレール利用区間の重複は認められません。

お問い合わせ（モノレール通学）

沖縄県 子ども生活福祉部 子ども未来政策課 TEL 098-866-2100

